

Q この方針が適用されるのはいつからか。

A 3月29日から当面の間となります

Q 各事業所で濃厚接触者の調査・特定を行った場合、その結果（チェックリストの結果）をどこかに報告する義務はありますか。

A 報告義務はございません。事業所で判断するためのチェックシートとなります。

Q 各事業所で濃厚接触者の調査・特定を行い、事業所として濃厚接触者と考えた者がした場合、無料PCR検査はしてもらえるのか。（医療機関に相談するような症状がない場合）

A 現在、県で薬局等に設置している無料検査場は、感染拡大期に感染の不安を持つ方を対象としておりますので、受検することは可能です。（事業所での調査・特定は、保健所による法的な濃厚接触者の扱いとはならないため。）

しかし、濃厚接触の可能性があるので、極力、他者との接触は避けていただければと思います。

事業所等で検査キットを用意していただき、活用していただくこともご検討ください。

Q 基本的な定義として、陽性者の確認場所が事業所の場合というのは、どのようなケースを言うのか。感染ルートなどで判断するのか。

A 感染ルートに関係なく、事業所の従業員等で陽性者が確認された場合に、事業所における接触者の確認を実施していただくこととなります。

陽性者のご家族は、保健所が濃厚接触者の調査・特定を行いますが、事業所内については、事業所において対応していただくこととなります。